

令和6年度 第6回全体庁議（10月31日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(13) 帯広市における宿泊税の考え方について[経済部]
----	-------	--------------	------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

関係団体との協議などを踏まえ、宿泊税導入に向けた基本的な考え方を整理したことから、令和6年11月19日開催の経済文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 宿泊税導入の目的**
観光振興施策の受益者である宿泊者に、一定の負担を広く求める「宿泊税」を導入することで、持続的・安定的な財源を確保し、地域ならではの魅力を活かした観光政策に取り組み、にぎわいのあるまちの実現を目指す。
- 2 活用の考え方**
「観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実」「地域資源の魅力向上」「持続可能な観光振興」の3つの方針に基づく実施事業や特別徴収義務者の徴収事務に係る初期経費の支援に対して活用する。
- 3 税率**
市税と道税の徴収を行う宿泊事業者（特別徴収義務者）の徴収事務の簡素化による負担軽減や宿泊者（納税者）へのわかりやすさ、公平性と応益性の観点などから、一律定額制とする。
3つの方針に基づいた施策の事業規模の試算は年額2億～2億5千万円程度と見込まれ、平成30年の宿泊客延数約127万泊（統計上の過去最大値）をもとにした、財源を確保するために必要な税率は、1人1泊につき200円となる。
- 4 透明性確保**
具体的な施策については、関係事業者との意見交換により、地域の実情や課題を把握し、充当事業は予算編成の中で検討のうえ、議会での議論を経て決定する。
税収や使途については、ホームページなどを通じて適切に情報を公開・発信することで透明性を確保する。
- 5 課税客対等**
課税対象は帯広市に所在する旅館・ホテル、簡易宿所、民泊への宿泊行為とする。
- 6 課税免除・免税点**
教育課程の一環として実施される修学旅行等の学校行事に参加する者及び引率者について、課税を免除する。
宿泊税を充当する施策の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず一定程度の受益があることから、免税点は設けない。
- 7 その他(特別徴収義務者への支援)**
宿泊税(市税分)徴収額の徴収事務手数料を交付することはせず、徴収事務の初期経費の補助を検討する。

■ 今後のスケジュール

- 令和6年11月19日 経済文教委員会へ報告
- 令和6年11月下旬 宿泊事業者等に向けた説明会
- 令和7年2月 経済文教委員会へ宿泊税の制度概要を報告
- 令和7年2月 定例会へ宿泊税条例（案）を提案
- 令和7年4月 宿泊税導入に向けた準備（賦課・徴収システムの構築等）
- 令和8年4月 宿泊税導入

■ 審議結果

- ・同内容で、11月19日経済文教委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし。